- 建築物
  - 法第2条第1号
    - 法第84条の２
    - 令136条の9、10、11
  - 土地に定着する工作物のうち、・・・・
  - 次のものは；法にいう建築物でない
    - 跨線橋
    - プラットホーム上屋
- 特殊建築物
  - 法第２条第2号　法別表の（い）欄
  - 不特定多数の人々が使用
  - 危険物を取扱う
  - 都市計画上
- 建築設備
  - 法第2条第3号
  - 建築と一体となって機能を高めるもの
    - 電気、ガス、給水、排水
    - 換気、暖房、冷房、消火
    - 排煙、汚物処理等の設備
    - 又は煙突、昇降設備、避雷針
    - ※浄化槽は離れていてもOK
- 居室
  - 法第2条第4号
  - 継続的に使用する室
  - 居室とみなす、みなさない
- 主要構造部
  - 法第2条第5号
  - 壁、柱、床、はり、屋根又は階段
  - 基礎は含まれない
  - 構造上重要でない
    - 間仕切り壁
    - 間柱
    - 附け柱、揚げ床、最下階の床
    - 廻り舞台の床、小ばり、ひさし
    - 局部的な小階段、屋外階段

- 設計
  - 法第２条第10号　士法2条第6項
- 工事監理者・設計者・工事施工者
  - 法第２条第11号　17号18号
- 設計図書
  - 法第２条第１号
  - 88条
    - 工事用図面
    - 仕様書
  - 原寸図除く
- 建築
  - 法第2条第13号
  - 新築、改築、移転
  - 修繕や模様替は含まれない
- 特定行政庁
  - 法第2条第35号
- 大規模の修繕、模様替
  - 法第２条第14号15号
  - 主要構造部の一種以上ついて行う過半の・・・・
- 敷地
  - 令第1条第2号
  - 一の敷地、又は用途不可分の関係にある２以上の建築物のある・・・
- 地階
  - 令第1条第2号
  - 床面から地盤面までの高さ　天井の高さの1/3以上
  - 地盤面が水平でない場合　平均地盤面

- 構造体力上主要な部分
  - 令第1条第3号
  - 主要構造部と混同しない
- 特定天井
  - 令第39条第3項、4項
- 法の適用除外
  - 法第３条
  - 既存建築物に対する制限の緩和
- その他の用語
  - 指定建築材料
  - 開口率
  - 児童福祉施設
  - 中央管理室
  - 見附面積
  - 防煙壁
  - 建築工事等
  - 袋路状道路
  - 移転
  - 特定建築基準適合判定資格者
  - 特定高架道路等
  - 避難階
  - 空気調和設備
  - 有効細長比
  - 基準時
  - 層間変形角
  - 学校等